

## 平成25年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 25-12-3)

<b>施策名</b>	日本文化の発信及び国際文化交流の推進
<b>施策の概要</b>	芸術文化振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の推進を図る。

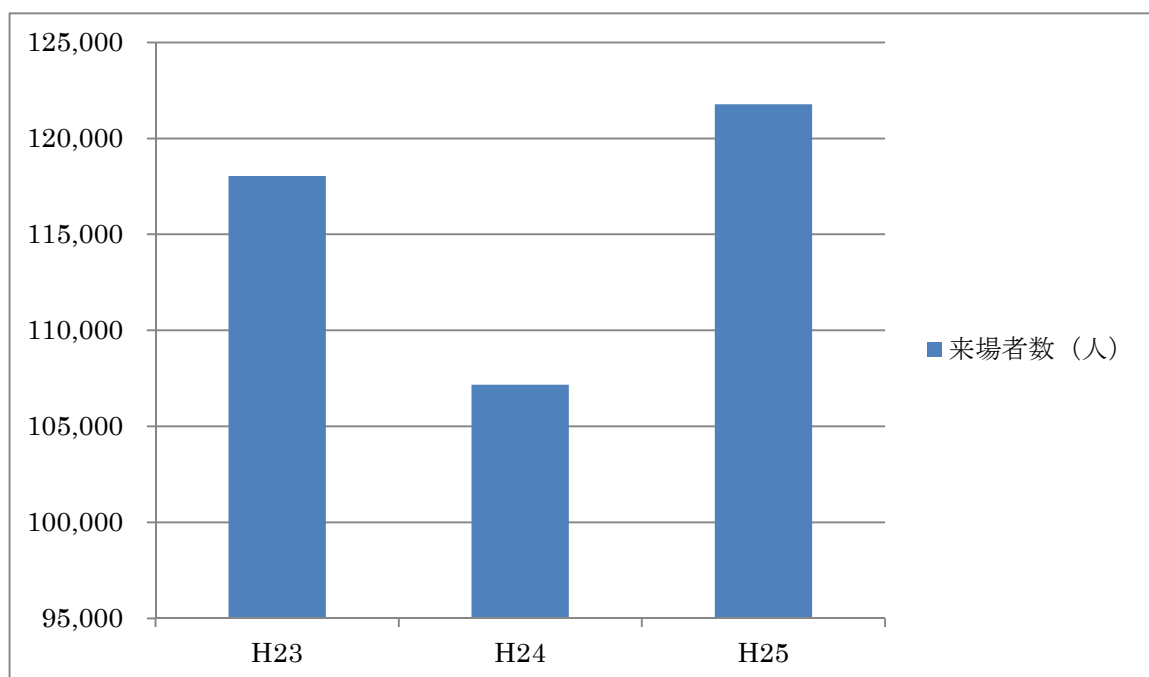
<b>達成目標 1</b>	我が国の芸術家や芸術団体による海外公演・ワークショップや、海外の芸術家・芸術団体と我が国の芸術家・芸術団体とが共同制作公演・意見交換等によるネットワーク構築などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。							
<b>成果指標 (アウトカム)</b>	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
① 当該年度に指名された文化交流使の海外での活動回数	-			401回	905回	266回以上(3名は現在も活動中)	248回	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
② 国際芸術交流支援事業申請数(件)	92	102	123	158	130	99	99	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
③ 東アジア共生会議の来場者及びアンケート結果	-	-	-	計 638 人 (公演 392 人、フォーラム 246 人) の集客があり、公演は 90%、フォーラムは 80% 以上の観客からよかった、また来たいと回答を得た。	計 1,013 人 (公演 230 人、フォーラム 392 人、上映・展示会 391 人) の集客があり、公演は 約 75%、フォーラムは約 83% の観客から満足、とても満足と回答を得た。	計 1,255 人 (初日 740 人、二日目 515 人) の集客があり、両日ともに約 93% の観客からとても満足、やや満足と回答を得た。	計 1,000 人の集客と 80% 以上の好意的な評価	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
④ 文化芸術の海外発信拠点形成事業の補助団体の招へい外国人芸術家が、帰国後活動成果を公表することによる、我が国の文化芸術の普及効果	-	-	-	23 年度は、152 名の外国人芸術家を招へいした。米国の映像作家は滞在中に制作した作品を世界の八つの映画祭等で発表	24 年度は、113 名の外国人芸術家を招へいした。ルーマニアのディレクターは滞在中日本のダンスをリサーチ、帰国後両国	25 年度は、137 名の外国人芸術家を招へいした。なお、25 年度の活動成果の公表については、今後の報告予定としている。	対前年度並み	達成 ・ 未達成

				するなどの活動成果の公表実績が報告されている。	のダンス交流企画を立ち上げるなどの活動成果の公表実績が報告されている。				
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			
⑤ 支援を行った国内の国際芸術フェスティバルの来場者数(人)	—	—	—	【横浜トリエンナーレ】 333,739 【東京国際映画祭】 118,038	【東京国際映画祭】 107,173	【東京国際映画祭】 121,771	対前年度並み ※横浜トリエンナーレは3年に1回の開催。	達成・未達成	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値						目標値	25年度達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
⑥ 文化交流使の指名数・派遣地域数(人、団体・地域)	16・3	16・3	16・3	12・3	12・3	14・3	15・3	達成・未達成	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			
⑦ 国際芸術交流支援事業支援数(件)	65	66	57	65	64	49	48	達成・未達成	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			
⑧ 東アジア共生会議海外からのパネリスト参加者	(平成23年度) 9	—	—	9	5	8	6	達成・未達成	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			
⑨ 文化芸術の海外発信拠点形成事業支援団体数(件)	(平成23年度) 27	—	—	27	25	31	21	達成・未達成	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			
⑩ 国際芸術フェスティバル支援事業の参加作家数及び上映作品数(件)	(平成23年度) 【横浜トリエンナーレ】79 [作家数] 【東京国際映画祭】 177 [作品数]	—	—	【横浜トリエンナーレ】79 [作家数] 【東京国際映画祭】 177 [作品数]	【東京国際映画祭】168 [作品数]	【東京国際映画祭】138 [作品数]	対前年度並み	達成・未達成	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			

【目標・指標の設定根拠等】

平成23年閣議決定の「文化芸術の振興に関する基本方針(第3次基本方針)」により、「重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実」として、「伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する」こととされていることから、上記を目標として設定している。

【グラフ①：成果指標⑤ 支援を行った国内の国際芸術フェスティバルの来場者数】



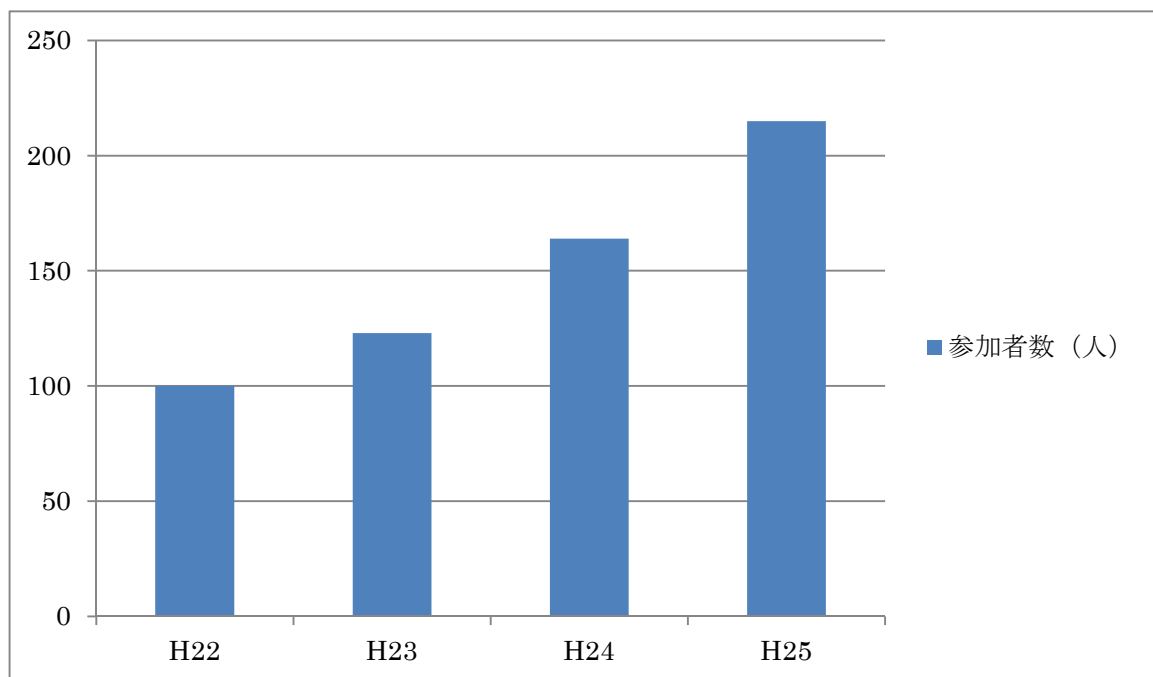
※横浜トリエンナーレは3年に1回の開催のため、除外している。

達成目標 2	海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進する。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	－年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
① 現地参加者に対するアンケート調査(自国での文化遺産保存修復の推進に役だったと回答した割合)	－	－	－	－	96%	99%	90%以上	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
② 海外の拠点となる機関の保存修復等の人材養成研修への参加者数	100人	－	100人	123人	164人	215人	150人	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		

【目標・指標の設定根拠等】

平成18年に施行された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第6条第1項の規定に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力に関する基本的な方針」においては、海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進すること等が規定されていることから、上記を目標として設定している。

【グラフ②：活動指標② 海外の拠点となる機関の保存修復等の人材養成への参加者数】



主な達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)								
名称 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	23年度	24年度	25年度	26年度				
国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応 (平成12年度)	24 (24)	23 (19)	24 (18)	26	我が国の文化振興と新しい文化の創造を目的として、諸外国の優れた芸術家、文化財専門家を招へいするとともに、文化交流に関する国際会議への参加及び開催等を実施する。	達成目標1	0395	長官官房 国際課
芸術家・文化人等による文化発信推進事業－文化庁「文化交流使」の派遣等－ (平成15年度)	83 (45)	76 (71)	72 (70)	72	トップレベルの文化人等が海外において各文化交流使の創意に満ちた日本文化紹介活動を展開することにより、我が国の文化的イメージの向上と諸外国との国際文化交流の推進に努めるとともに、文化人や芸術家の間のネットワーク形成を強化する。	達成目標1 ①, ⑥	0396	長官官房 国際課
国際文化交流・協力推進事業 (平成14年度)	350 (350)	269 (196)	269 (210)	274	諸外国との友好と相互理解を深めるため首脳間や政府間で設定される周年事業等により、国際的な要請若しくは文化政策上の意義に基づく国際文化交流・協力の重要案件にかかる必要な事業を実施し、もって国際文化交流の振興を図る。	達成目標1	0397	長官官房 国際課
現代日本文学翻訳・普及事業 (平成14年度)	173 (163)	148 (142)	72 (92)	70	国際社会における諸外国との相互理解の促進、友好親善の増進に寄与するため、日本の現代文学を翻訳し、各国において出版する事業を実施する。(平成26年度より「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」の枠組で実施。)	達成目標1	0398	文化部 芸術文化課

国際芸術交流支援事業（平成28年度）	1,120 (1,005)	866 (757)	852 (836)	742 (1,097 の内数)	海外の優れた芸術団体との共同制作公演や海外で開催される国際芸術祭等への参加を支援することにより、国際芸術交流を推進し、世界最高水準の芸術団体・芸術家の養成を図る。	達成目標1 ②, ⑦	0399	文化部 芸術文化課
文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成23年度）	161 (158)	145 (131)	177 (174)	130	外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム（招へいする外国人芸術家の滞在期間が30日間以上のものに限る。）やこれに附随して実施される公演、展覧会、セミナー、ワークショップ等の事業に対して補助を行う。	達成目標1 ④, ⑨	0394	長官官房 国際課
東アジア文化交流推進プロジェクト（平成24年度）	—	106 (104)	121 (116)	165	今後の世界の成長の源泉であるとともに多くの課題を抱えている東アジア地域で、文化交流・人的交流を一層発展させ、将来に向かっての同地域の連帯感と文化的な共生と創造に資する。	達成目標1 ③, ⑧	0401	長官官房 国際課
国際芸術フェスティバル支援事業（平成23年度）	512 (508)	80 (80)	70 (70)	250 (1,097 の内数)	我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバル（映画）に対し戦略的かつ重点的並びに継続的に支援を行う。	達成目標1 ⑤, ⑩	0393	長官官房 国際課
文化財の国際協力の推進（昭和62年度）	394 (321)	403 (325)	396 (338)	358	我が国がこれまで蓄積してきた文化遺産保存修復に係る高度な知識・技術・経験を活用して、日本の専門家や若手研究者を現地に派遣し、保存修復事業を通じて現地の専門家や若手研究者の人材養成等を実施する。	達成目標2 ①, ②	0400	文化財部

（参考）関連する独立行政法人の事業

独立行政法人の事業名	25年度 予算額計 (百万円)	26年度 当初予算額 (百万円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート 番号	担当課
—	—	—	—	—	—	—

## 施策目標に関する評価結果

### ○目標達成度合いの測定結果

相当程度進展有り

（判断根拠）

《文化交流使事業》

文化交流使の指名数は前年度より2（人・団体）増加し、盆栽師、書道家、和太鼓奏者、ダンサー、左官技能士、俳優、キュレーター等多様な分野の文化人、芸術家を全地域（欧州・北米、アジア・大洋州、中東・中南米・アフリカ）へ派遣することができた。活動回数についても、現在も活動中の3名を除いても目標値（要項に定める活動回数（月に8回）から算出）を超えていることから、達成目標を上回ったものといえる。

また、本事業では、毎年活動報告会を実施し、その年の派遣者と過去の派遣者の交流の場を設けているほか、過去の派遣者からの意見聴取等も行っている。

《国際芸術交流支援事業》

予算額が減少する中、震災の影響もあり、ここ数年申請数も減少傾向にあったところである。しかし、我が国の芸術団体の海外公演や外国の芸術団体との国際共同製作は、我が国の芸術団体の水準向上や新たな芸術作品の創造はもとより、我が国の優れた文化芸術の海外発信、諸外国との相互理解・友好の促進に大きく貢献するものであり、こうした取組を本事業と同等の規模で行っている事業はほかにはない。なお、平成25年11月に行った本事業の公募では、103件と前年度を上回る申請があり、芸術団体の国際文化交流に係る活動が活発化していることがうかがえた。

また、支援件数もおおむね目標値を達成しており、我が国の芸術家・芸術団体等による海外公演や、海外の芸術家・芸術団体との共同制作等に対し必要な支援を行うことができた。

### 《東アジア共生会議》

海外からのパネリスト参加者は、6か国8人であり、基準値を下回ったものの、来場者数は2日間で過去最高の計1,255人の集客があり、また、両日ともに約93%の観客からとても満足、やや満足と回答を得たことから、おおむね達成目標を上回ったと言える。

### 《文化芸術の海外発信拠点形成事業》

平成25年度は31団体への支援を行い、137名の外国人芸術家が我が国に1～3か月滞在した。滞在中に芸術作品の創作を行うとともに、我が国の芸術家との共同製作を含む交流、広く一般を対象としたワークショップ、講演会等を実施するなど、国際文化交流が図られ、達成目標を上回った。

### 《国際芸術フェスティバル支援事業》

平成25年度は予算を減額し、東京国際映画祭の上映作品数は減少したものの、来場者数は増加しており、おおむね達成目標を上回ったと言える。

## ○施策の分析

### 【達成目標1】

#### (必要性の観点)

文化交流使事業、国際芸術交流支援事業、東アジア共生会議、文化芸術の海外発信拠点形成事業及び国際芸術フェスティバル支援事業は、日本と諸外国の文化人、芸術家等が交流することを通じて、日本文化を海外へ紹介するとともに、国際文化交流の促進を図るものである。日本の文化人・芸術家のレベルアップを目的とする文化振興の側面とともに、日本のイメージ向上に大きな影響を与え、世界の平和や繁栄にも貢献するという意味で外交としての側面も有するものであり、今後も継続していく必要性が高い。

#### (有効性の観点)

達成目標1の実現のためには、①海外公演等を通じた我が国の文化芸術の海外発信、②海外の芸術家・芸術団体とのネットワーク構築が必要となる。

文化交流使事業では、我が国の文化人・芸術家が独自の予算のみでは実現が困難な海外での日本文化紹介を行うことが可能となり、世界の人々に日本文化に触れる機会を提供するとともに、現地の文化人・芸術家との交流が図られている。

また、国際芸術交流支援事業においては、我が国の芸術家・芸術団体等が海外公演や、海外の芸術家・芸術団体との共同制作等を実施する上で必要となる渡航費や舞台費、文芸費等の様々な費用を支援することが可能となっている。

国際芸術フェスティバル支援事業においては、例えば東京国際映画祭の主要部門のうち、特別招待作品（最新話題作や世界の優れた作品）は支援対象外とし、外国映画では、日本では公開される機会の少ない国や地域の優れた作品の、日本映画では、インディペンデント系を含めた多様な作品の上映の機会を提供するといった支援を行い、東京国際映画祭を充実させることが可能となっている。

これらの取組は上記①による我が国の文化芸術振興及び国際交流の推進において有効であると判断できる。

さらに、東アジア共生会議では、アジアを中心とした諸外国の文化人・芸術家を招へいし、日本の文化人・芸術家との議論や対話を通じて、日本と諸外国のネットワーク構築や世界への文化発信を行うものであり、東アジアにおける共同・共生の意識を醸成するとともに、東アジアから世界にメッセージを発信し、世界平和や繁栄にも貢献することが可能となっている。

また、文化芸術の海外発信拠点形成事業は、外国人芸術家等が日本に滞在し、芸術作品等の創作を行うアーティスト・イン・レジデンス等への支援を通じて、文化芸術の国際的創造発信拠点形成を目指すものである。本事業では1か月を超える期間、外国人芸術家等が日本に滞在し、我が国の文化・風土に触れ、作品創作を行い、また、我が国の芸術家をはじめ広く一般との交流を行うため、芸術水準の向上、諸外国との相互理解の推進に大きな効果があるものであり、これらの取組は上記②による、我が国の文化芸術振興及び国際交流の推進において有効であると判断できる。

#### (効率性の観点)

文化交流使事業において、平成25年度は予算を減額したものの、海外への派遣者・団体数は増加しており、要項で定める活動回数（月に8回）から算出した目標値を上回る活動が行われていることから効率的な実施ができたと言える。

また、文化芸術の海外発信拠点形成事業に係る平成25年度の招へい外国人芸術家等の数は137名であり、本事業では当該芸術家等には帰国後1年以内の活動成果公表を義務付けているが、芸術家は国や文化

を越えて広く活動を行い、そのネットワークは出身国にとどまらず世界に広がるものであるため、成果公表により我が国の文化芸術の魅力が広く普及されることが期待でき、達成目標の実現に向けて効率的な事業であると言える。

#### 【達成目標 2】

(必要性の観点)

平成 18 年 6 月に施行された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」により、国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、実施する義務を有している。

(有効性の観点)

国際的な協力として海外の文化遺産の保護に係る人材育成を実施している事業は、他に見当たらず、この事業を通じて育成された文化財保護の専門家によりその国の文化遺産が修復されていくとともに日本が主たる役割を果たした中での国際協力が進展することは、この事業による成果である。

(効率性の観点)

委託事業は、企画競争（公募）により委託先を選定している。その支出に関しては、例えば、海外での現地協力謝金は現地貨幣価値を勘案した料金選定をするなど効率的な支出を図るよう努めている。また、委託費の使途及び支出の把握については、報告書の他に会計書類の写しなどを提出させて確認している。

#### 【施策の総括的な分析】

(必要性の観点)

いずれの事業も、我が国の文化芸術活動の水準の向上、文化を通じた国際社会への貢献、諸外国との相互理解の推進等の観点から、法律及び政府計画等に沿いつつ、他に代替性のないものとして実施しており、国として実施する必要性が高いものである。

(有効性の観点)

事業の実施により、必要性がありながらも商業ベースでは実施が困難な活動を支援することが可能となっており、有効性が高いものである。そのほか、例えば、文化芸術の海外発信拠点形成事業においては、招へい外国人芸術家が滞在中に制作した作品が海外の芸術祭で上映される、多数の映画祭等で公開される、美術館に購入され所蔵作品となるなどの波及効果も見られるところである。

(効率性の観点)

適時に事業の一部見直しや統合を行うとともに、個別の事業の選定に当たっては、審査の上での採択、企画競争（公募）によることを主とし、事業の効率的な実施に努めている。

そのほか、関係省庁との役割分担・連携という観点では、外務省及び独立行政法人国際交流基金とは各々の設置法等に定められた役割分担を踏まえ、定期連絡会を実施して連携強化や重複の排除を図っている。

例えば、文化交流使事業については、両者の協力の下、在外公館等に対して日本文化のニーズ調査を実施し、その結果を踏まえた上で候補者の選定を行っている。また、各文化交流使が現地で活動する際は、在外公館や国際交流基金海外拠点を活用する等、連携して事業を実施している。

また、日本文化の海外発信という点では経済産業省とも関係する部分があるが、上述の東京国際映画祭の例で述べているように、文化庁は芸術の水準向上・鑑賞機会の充実といった観点から支援を行う一方、経済産業省はビジネス機会の創出という観点で同映画祭のマーケット部門を支援するという役割分担・連携が行われている。

(今後の課題)

2020 年オリンピック・パラリンピックに向けた文化政策の実施に当たって、また、諸外国との対話の枠組み（例：日中韓文化大臣会合、ASEAN+3 文化大臣会合）等を踏まえて、日本の強みを生かしつつ、対象国や地域について重点化を図り、いかに事業を充実させていくかという課題がある。

このほか、達成目標 1 について、有識者会議における指摘を踏まえ、指標等について再検討する。

#### ○次期目標・今後の施策等への反映の方向性

現在、2020 年オリンピック・パラリンピックに向けた文化政策の中期的な方針を定めるため、「文化芸術立国中期プラン」（下村大臣私案 平成 26 年 3 月）を一つの素材として、文化審議会文化政策部会で審議されているところであり、これらの議論の方向性や、平成 26 年度内に予定されている答申、これを踏まえて策定を目指す「文化芸術の振興に関する基本方針（第 4 次基本方針）」等を踏まえ、今後の目標・施策等へ反映していきたい。

なお、平成 26 年度からは、「芸術による国際交流活動への支援（国際芸術交流支援事業）」及び「国際芸術フェスティバル支援事業」は「芸術文化の世界への発信と新たな展開」のメニューの一つとして実施することとした。

また、「文化芸術の海外発信拠点形成事業」については、25 年度行政事業レビュー公開プロセス及び財務省予算執行調査を踏まえ、国と地方公共団体等の協働強化の観点から補助金額をメリハリ化したほか、効果的な事業執行の観点から事業を統合して予算を減額したほか、海外発信力強化のため、招へい外国人芸術家による国内外における発表や国際的な情報発信を義務化した。

これらの措置を踏まえ、一層、事業を効果的かつ効率的に実施していく予定。

【具体的な概算要求の内容】（主なもの）

< 拡充事業 >

- ・ 芸術文化の世界への発信と新たな展開

平成 27 年度概算要求額：1,197 百万円

施策の予算額・執行額					
（※政策評価調書に記載する予算額）					
区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度要求額
<b>予算の状況</b> (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	2,116,788 ほか復興庁一括 計上分 0	2,063,940 ほか復興庁一括 計上分 0	2,121,914 ほか復興庁一括 計上分 0	2,228,439 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分 0	<△10,000> ほか復興庁一括 計上分 0	0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0>	
	繰越し等	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	2,116,788 ほか復興庁一括 計上分 0	2,053,940 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 (千円)	1,824,894 ほか復興庁一括 計上分 0	1,923,678 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		
名称	年月日	関係部分抜粋
文化芸術の振興に関する基本方針（第 3 次基本方針）	平成 23 年 2 月 8 日閣議決定	「重点戦略 6：文化発信・国際文化交流の充実」の抜粋 伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発



		信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。
経済財政運営と改革の基本方針	平成 25 年 6 月 14 日閣議決定	3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化 (1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興 (文化芸術・スポーツの振興) 文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子供の文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興するとともに、スポーツ立国を目指し、生涯スポーツ社会の実現や、オリンピック・パラリンピックの招致、国際競技力の向上、障害者スポーツの推進などスポーツを振興する。
知的財産政策に関する基本方針	平成 25 年 6 月 7 日閣議決定	…政府は、今後 10 年程度を見据えた知的財産政策について、以下の四つの柱を軸として展開する。また政府は四つの柱及びこれに沿った長期政策課題等を盛り込んだ知的財産政策ビジョン(平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定)に基づき知的財産に係る施策を実施していく…。 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化
知的財産政策ビジョン	平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定	第 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化 ・我が国のコンテンツ産業の優れた技術力と創造力を十分にビジネスにつなげていくため、各分野のコンテンツの集積や日本の伝統・文化との融合とその発信により、世界に通用するコンテンツを生み出していく人材育成と開発の創造拠点の整備を支援する。(文部科学省、経済産業省) ・地域の優れた産品や技術、文化資産(文化財、アニメ、ファッション、食などを含む。)などについて、ブランドマネジメントやコンテンツなどとの連携などにより、その魅力を更に高め、世界に通用するブランドとして確立し、海外展開や観光振興、地域活性化を進める地域一体となった取組を実施する。(経済産業省、文部科学省、農林水産省) ・地域に根ざした文化芸術の魅力を国内外へ力強く発信し、また、国際交流の推進を図るため、2014 年開始予定の「東アジア文化都市」の取組を推進するとともに、文化芸術の力で地域おこしなどに取り組む「文化芸術創造都市」の情報集約・発信の国内プラットフォームである「創造都市ネットワーク日本」への支援を通して、地域ブランドの発信力を強化する。(文部科学省)
日本再興戦略-JAPAN is BACK-	平成 25 年 6 月 14 日閣議決定	第 II 3 つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ 4 : 世界をひきつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 ②観光資源等のポテンシャルを生かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 三. 国際展開戦略 2. 海外市場獲得のための戦略的取組 ③クールジャパンの推進
クールジャパン発信力強化のためのアクションプラン	平成 25 年 5 月 28 日クールジャパン推進会議(第 4 回)決定	① アニメーション等のメディア芸術をはじめとする芸術文化の総合的な振興を図るとともに、伝統文化やポップカルチャーとの融合を含めた日本発の芸術作品を海外に発信する。(外務省、文部科学省) ⑫ クールジャパン発信イベントを世界で定期的実施されるよう支援するとともに、マンガ、アニメ、美術、音楽などの国際的フェスティバル・フェア等への参加・出品や、優れた日本の舞台芸術等の海外公演等に対して、総合的に支援する。(内閣官房(知的財産戦略推進事務局)、文部科学省、関係各府省) ⑬ 新たな才能あるクリエイター等を活用できる優秀なプロデューサーや若手クリエイターが海外での経験を積めるように、海外での研修及び海外での交流、国内外での国際共同制作を通じて育成するための支援を行う。(文部科学省、経済産業省)

### 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 《アウトカム》
- ・平成 25 年度文化庁文化交流使活動記録書
  - ・東アジア共生会議 2013 アンケート結果
  - ・文化芸術の海外発信拠点形成事業実績報告書
  - ・文化遺産国際拠点交流事業の受託事業者からの実績報告
- 《アウトプット》
- ・平成 25 年度文化交流使・指名者数、派遣国数
  - ・東アジア共生会議 2013 における外国人パネリスト数、国数
  - ・文化遺産国際拠点交流事業の受託事業者からの実績報告

有識者会議での  
指摘事項

「達成目標 1」について、日本の芸術祭等への海外の専門家(美術館の館長やキュレーター、あるいは、舞台芸術のディレクターやプレゼンターなど)の招待者数の指標を検討してほしい。

主管課（課長名）	文化庁長官官房国際課（佐藤 透）
関係課（課長名）	文化庁文化部芸術文化課（加藤 敬） 文化庁文化財部伝統文化課（神代 浩） 文化庁文化財部美術学芸課（早川 俊章） 文化庁文化財部参事官（建造物担当）（村田 健一）